

宮広域業第610号

平成31年2月18日

施術所各位

宮崎県後期高齢者医療広域連合
事務局長 下大園 浄司（公印省略）

はり・きゅう、あん摩マッサージ療養費における「受領委任制度」導入に伴う
変更について（お知らせ）

このことについて、受領委任制度が導入されることに伴い、当広域連合では平成31年4月1日から取扱いを開始予定です。受領委任制度への参加の有無や、開始時期は各保険者によって異なりますので、申請の際には御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 受領委任制度の取扱いについて

- ・ 宮崎県後期高齢者医療広域連合では、平成31年4月1日から取扱いを開始予定です。
- ・ 平成31年4月施術分から、受領委任の申出がない施術所からの申請書は、原則返戻とし、被保険者への償還払いでの対応となりますので、御注意ください。

2 申請書様式について

- ・ 平成31年4月からの受領委任の取扱い開始に伴い、受領委任用の申請様式を宮崎県後期高齢者医療広域連合のホームページで公開します。平成31年4月施術分からは、必ず受領委任用の申請書様式を使用してください（出力環境のない場合は御連絡ください）。

3 支給日について

- ・ 受領委任制度導入に際し、「国民健康保険等の療養費審査委員会」が設置されます。審査会設置に伴い、支給処理の日程を見直す必要が生じたことから、検討の結果、支給日を

現在の「20日」から「30日」に変更することになりました。

御迷惑をおかけしますが、何卒御理解いただきますようお願いいたします。

- ・ 2019年5月受付分（2019年5月10日までに提出）より、30日支給へと変更します。

※ 参考通知文書

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の取扱いに関する類義解釈資料の送付について」

（平成30年12月27日事務連絡厚生労働省保険局医療課）

文書取扱

宮崎県後期高齢者医療広域連合

業務課 業務第2係

電話（0985）62-0921